

町田市障がい福祉事業計画の早急な具体化を求める請願

●請願趣旨

障害者自立支援法の本格施行から1年半が経ちました(以下、自立支援法)。自立支援法は、逼迫する介護保険の財源不足を解消するために、障害福祉との統合に道を開き、保険料徴収年齢の拡大による新たな財源確保を目的に制定されました。そのため自立支援法は、障がい者の福祉サービスを利益とする「応益負担制度」を導入しました。

ところが自立支援法の施行によって、全国各地で多くの問題が噴出しました。居宅サービスの利用を控える人、施設への通所を断念する人、また利用料が払えずに滞納が嵩んでしまった人などが続出しました。町田市の当事者も、その例外ではありません。

こうした問題に対処するために厚労省は、本格施行後わずか2ヶ月後の2006年12月、期限付きの「特別対策」を発表しました。さらに厚労省は、その1年後の2007年12月に、「緊急措置」を発表しました。本格施行後わずか1年余りの間に、2度もの修復をせざるを得なかったのです。

また2008年度は、自立支援法附則第3条が定めた「定時改正」の年にあたります。すでに厚労省は、法改正の検討をスタートしましたが、1年前の2007年5月、厚労省のもとに設置された介護保険と障害福祉の統合の検討を目的とした「有識者会議」は、2009年の統合を見送る中間報告を発表しました。また同年12月、自民党・公明党の与党プロジェクトチームは、報告書「自立支援法の抜本的見直し」を発表し、「定時改正」の検討にあたって、「介護保険との統合を前提としない」ことを提言しました。つまり自立支援法は、2度にわたる修復を重ねたにもかかわらず、「定時改正」を迎えるにあたって、法制定の根拠から見直す必要が迫られているといえます。

一方、町田市は、2007年3月に「第1期町田市障がい福祉事業計画」を策定しました(以下、第1期計画)。この第1期計画は、自立支援法にもとづく町田市の実施計画であるため、数値目標としてサービスの見込量を掲げるとともに、その「見込量を確保するための方策」を盛り込みました。

しかしながら計画策定から1年以上を経たにもかかわらず、一部は実施されたものの、未着手の施策が多く残されています。しかも町田市は、2009年度策定予定の「第2期障がい福祉事業計画」の検討をすでに開始しています。このままでは、第1期計画の積極的意義を薄めてしまうどころか、第2期計画の実効性をも問われかねません。

自立支援法によって生じた問題の基本的責任は、この法律を定めた国にあります。そのため、自立支援法の「抜本的見直し」は、国の責務であるとともに、その検討作業を待たなければなりません。障がい者とその関係者は、いまも、この法律のもとで暮らしているのです。自立支援法の「抜本的見直し」を国に求めつつも、町田市におかれましては、早急に第1期計画の具体化を図ることが求められます。

ついては、以上の趣旨にもとづいて、以下の項目について請願いたします。

● 請願項目

当面の緊急支援策として、町田市障がい福祉事業計画の「見込量確保のための方策」の以下の重点課題を、早急に具体化してください。

- (1) 重度障がい者の居宅サービスにおいて、新規の基準を超えた利用を認めてください。
- (2) ホームヘルパーを確保するために、独自の支援策を講じてください。
- (3) 就労・生活支援事業を拡充するとともに、支援センターの複数設置を促進してください。
- (4) 新体系に移行した障がい者施設に対して、新たな運営費加算を創設してください。
- (5) 重度障がい者の新たな日中活動の場を確保するために、開設支援策を講じてください。
- (6) レスパイト事業を制度化するために、日中一時支援を具体化してください。
- (7) 重度重複障害者のショートステイを町田市内に整備するために、新たな施策を講じてください。
- (8) 児童デイサービスを町田市内に整備するために、新たな施策を講じてください。
- (9) 視覚障がい者に対する移動支援の連続利用を早急を実施してください。